

証券コード：7849



第 43 期
定 時 株 主 総 会

招 集 ご 通 知

| 開催日時

2026年3月24日（火曜日） 午前10時
受付開始：午前9時

| 開催場所

東京都中央区京橋一丁目3番1号
八重洲口大栄ビル7階 当社 本社レセプションルーム

| 議 案

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株 主 各 位

証券コード 7849
2026年3月9日

東京都江戸川区中葛西五丁目33番14号

スターツ出版株式会社

代表取締役社長 菊地 修一

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://starts-pub.jp/ir>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会資料」をご選択のうえ、ご確認ください。）



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7849/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「スターツ出版」または「コード」に当社証券コード「7849」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より、ご確認くださいませようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年3月23日（月曜日）の午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年 3 月24日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前 9 時）
2 場 所	東京都中央区京橋一丁目 3 番 1 号 八重洲口大栄ビル7階 当社 本社レセプションルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第43期（2025年 1 月 1 日から2025年12月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第 1 号議案 取締役 5 名選任の件 第 2 号議案 監査役 2 名選任の件 第 3 号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権行使についてのご案内	・ 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ・ 後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会終了後に、株主懇親会の開催を予定しております。株主の皆様と当社役員との懇親の機会をもたせていただきたく、お時間の許す株主様は引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時
2026年3月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)



行使期限

2026年3月23日（月曜日）午後6時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株式会社〇〇〇〇 御中 株主番号 〇年〇月〇日 株式会社〇〇〇〇	議決権行使回数 個 <table border="1" style="width: 100%; height: 150px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											お 願 い 1. ○○○○ 2. ○○○○ 3. ○○○○ 4. ○○○○ 株主会社〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

第1号議案・第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対する場合 → **否** に○印

一部の候補者を→**賛**に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案について

賛成の場合→**賛**に○印

反対する場合→**否**に○印

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	せきね たけはる 関根 赴治	常務取締役 (メディアソリューション部門担当役員)	再任
2	かね こ ひろし 金子 弘	常務取締役 (管理部門担当役員)	再任
3	いまいずみ しゅんいち 今泉 俊一	常務取締役 (書籍コンテンツ部門担当役員)	再任
4	こばやし あつし 小林 厚	執行役員	新任
5	ふくだ みねお 福田 峰夫	社外取締役	再任 社外 独立

再任

 再任取締役候補者

新任

 新任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

独立

 独立取締役候補者

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

1

せ き ね た け は る
関 根 赴 治

再 任

生年月日

1978年3月23日

所有する当社の株式数

11,997株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4 月	当社 入社
2009年 4 月	当社メディアプランニング部ビジネス開発室長に就任
2014年 4 月	当社オズモールレストラン事業推進部長に就任
2017年 6 月	当社執行役員に就任
2020年 3 月	当社取締役（オズモール部門担当役員）に就任
2025年 6 月	当社常務取締役（メディアソリューション部門担当役員）に就任（現任）

候補者番号

2

か ね こ ひろし
金 子 弘

再 任

生年月日

1965年12月28日

所有する当社の株式数

600株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月	スターツ(株)（現スターツコーポレーション(株)）入社
2000年11月	当社 入社
2002年 4月	当社総務人事部長に就任
2006年 4月	当社執行役員総務人事部長に就任
2010年 4月	当社執行役員管理部長に就任
2013年 5月	スターツコーポレーション(株) 入社
2015年 3月	当社取締役（管理部門担当役員）に就任
2023年 4月	当社常務取締役（管理部門担当役員）に就任（現任）

候補者番号

3

いま いずみ しゅん いち
今 泉 俊 一

再任

生年月日

1976年1月26日

所有する当社の株式数

751株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年 4月 当社 入社
2017年 8月 当社書籍コンテンツ部ベリーズブランドグループ担当部長に就任
2018年 4月 当社書籍コンテンツ事業部第2編集部長に就任
2019年 8月 当社書籍コンテンツ事業部統括部長に就任
2020年 6月 当社執行役員に就任
2022年 3月 当社取締役（書籍コンテンツ部門担当役員）に就任
2024年 6月 当社常務取締役（書籍コンテンツ部門担当役員）に就任（現任）

候補者番号

4

こ ばやし あつし
小 林 厚

新任

生年月日

1974年1月14日

所有する当社の株式数

6,054株

取締役会出席状況

該当なし

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2005年 4月 当社 入社
2010年 3月 当社販売部部長に就任
2018年 4月 当社書籍コンテンツ事業部出版マーケティンググループ部長に就任
2024年 6月 当社執行役員に就任(現任)

候補者番号

5

ふ く だ み ね お
福田 峰 夫

再任

社外

独立

生年月日

1951年11月4日

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月	(株)日本リクルートセンター（現 (株)リクルートホールディングス）入社
1999年 6月	同社 常務取締役役に就任
2002年 6月	(株)角川書店 代表取締役社長に就任
2003年 4月	(株)角川ホールディングス専務取締役兼ＣＯＯに就任
2006年 6月	(株)ジュピターテレコム 代表取締役副社長に就任
2010年 4月	株式会社オフィスＭ 代表取締役に就任（現任）
2011年 3月	(株)ジュピターテレコム 専務取締役に就任
2016年 3月	当社社外取締役に就任（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、2025年12月31日現在における役員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。（1株未満切捨表示）
3. 福田峰夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 福田峰夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と業界知識を有しており、引き続き当社の経営全般について監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保することを期待し、選任をお願いするものであります。
5. 福田峰夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年となります。
6. 当社は、福田峰夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、福田峰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案

監査役 2 名選任の件

監査役 竹之内利夫、直井保の両氏は、本株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役 2 名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者の渡邊伸之氏は、監査役 竹之内利夫氏、また監査役候補者の久保田隆氏は監査役 直井保氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、それぞれ前任者の残任期間となります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	わたなべ のぶゆき 渡邊 伸之	—	新任 社外
2	くぼ た たかし 久保田 隆	—	新任

新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者

候補者番号

1

わた なべ のぶ ゆき
渡邊 伸之

新任

社外

生年月日

1960年12月1日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983年 4 月 千曲不動産(株)（現スターツコーポレーション(株)）入社
2000年 4 月 スターツ(株)（現スターツコーポレーション(株)）ピタットハウス事業部
千葉西エリア長に就任
2006年 7 月 スターツアメニティー(株)ナビパーク事業部第2ブロック長に就任
2011年 8 月 スターツコーポレーション(株)内部監査室室長に就任

候補者番号

2

く ぼ た たかし
久保田 隆

新任

生年月日

1978年7月29日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2009年12月 弁護士登録、佐藤総合法律事務所入所
2011年 4 月 スターツコーポレーション(株)入社（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 渡邊伸之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 渡邊伸之氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（親会社）であるスターツコーポレーション(株)の業務執行者でありました。その地位および担当は、上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。また、同氏は同社より過去2年間に於いて、業務執行者としての給与等を受けております。
4. 渡邊伸之氏を社外監査役候補者とした理由は、内部統制、リスク管理およびガバナンスに係る実務を長年にわたり統括してきた豊富な知識と経験を有しており、当社監査役会の監査機能強化に資する人材であると判断したことから、選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 当社は渡邊伸之氏及び久保田隆氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

第3号議案

退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されます取締役 菊地修一氏及び辞任により退任されます監査役 竹之内利夫氏、直井保氏の3名に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
きく ち しゅう いち 菊 地 修 一	2004年3月 当社代表取締役社長（現任）
たけ の うち とし お 竹之内 利夫	2020年3月 当社常勤社外監査役（現任）
なお い たもつ 直 井 保	2012年3月 当社監査役（現任）

以上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策に起因する不透明感が景気の下振れリスクとなるものの、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや堅調な企業業績を背景に緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況の中で、当社は「感動プロデュース企業へ」という経営ビジョンのもと「文化と笑顔の需要創造」をミッションに掲げ、紙・電子出版による書籍、コミック、雑誌の発行、「野いちご」等の小説サイトの運営、女性向けWEBサイト「オズモール」での情報発信や施設予約サービスの提供、イベント開催等とそれらを掛け合わせたPR・販促ソリューションの提供を軸として事業を運営してまいりました。また、当社はメディアソリューション事業とのシナジー効果を期待し、6月に観光DXアプリ「SASSY」等を運営する株式会社Relyon Tripの株式を80%取得し子会社化いたしました。なお、同社は現時点では重要性が乏しいため、非連結子会社としております。

当事業年度における売上高は、前事業年度と比較して、書籍コンテンツ事業におけるヒット作品の増収効果の反動等により減少いたしました。利益面は、売上高の減少に加え、物価高による書籍の印刷費等の製造原価の上昇、新レーベル創刊への先行投資等により減少いたしました。

このような営業活動の結果、当事業年度の売上高は81億43百万円（前期比5.1%減）、営業利益は17億56百万円（前期比24.9%減）、経常利益は18億76百万円（前期比23.1%減）、当期純利益は13億77百万円（前期比24.6%減）となりました。

売上高	前期比
81億43百万円	5.1%減 

経常利益	前期比
18億76百万円	23.1%減 

営業利益	前期比
17億56百万円	24.9%減 

当期純利益	前期比
13億77百万円	24.6%減 

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

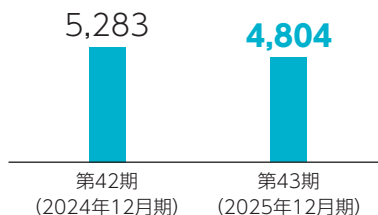
書籍コンテンツ事業 売上高 4,804百万円

売上高構成比



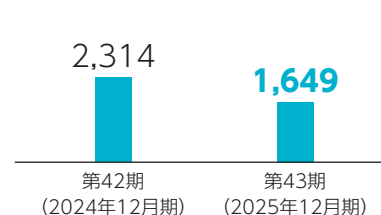
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



書籍コンテンツ事業では、自社で運営する小説サイト「野いちご」「ベリーズカフェ」「ノベマ!」を起点に、独自のマーケティングにより恋愛小説から異世界ファンタジー、ライト文芸まで幅広いジャンルの作品を書籍・コミックとして発刊しております。

当事業年度は、新レーベルの創刊、マーケティングの徹底による読者ニーズに沿った商品展開、映像化等のIP展開やSNS等を活用した販促施策に注力してまいりました。

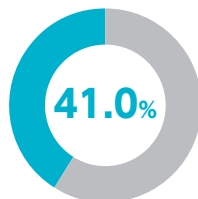
書籍・コミックの売上高は、前事業年度と比較して、映画化された小説「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。」を含むヒット作品の増収効果の反動及び上期の発行点数が想定を下回ったことにより減少いたしました。営業利益は、売上高の減少に加え、物価高による印刷費等の製造原価の上昇、人員増による人件費の増加、新レーベル創刊への先行投資等により減少しております。

このような営業活動の結果、書籍コンテンツ事業の売上高は48億4百万円（前期比9.1%減）、営業利益は16億49百万円（前期比28.7%減）となりました。

メディアソリューション事業

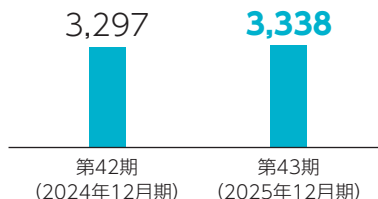
売上高 3,338百万円

売上高構成比



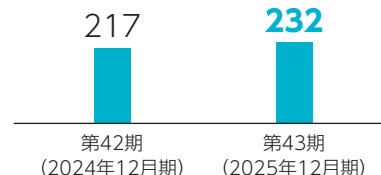
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



メディアソリューション事業では、オリジナルのマーケティング・モデルを創造するという戦略のもと、当社独自の基準で厳選したレストラン、ビューティサロン、宿泊施設の施設予約サービスを提供する「オズのプレミアム予約」と、「オズモール」「オズマガジン」「メトロミニッツ」等の東京地域密着の自社メディアとSNS、リアルイベントを組み合わせたPR・販促ソリューションを展開してまいりました。

「オズのプレミアム予約」では、利用者満足度が高い施設と予約プランの開発、予約可能施設の拡大、SEO等のユーザー集客施策の強化、クーポン施策等によるユーザー満足度の向上に注力してまいりました。「オズのプレミアム予約」の売上高は、レストラン予約サービスにおいて、大阪・関西万博の開催に伴い関西エリアの参画施設数及び予約組数が増加したことなどにより、レストラン予約の売上が堅調に推移した一方で、他カテゴリーの予約サービスの売上が減少したため、前事業年度と比較して横ばいとなりました。

PR・販促ソリューションでは、「オズマガジン」等の東京地域密着メディアのブランドを活用した商業施設向けの集客支援、自治体向けの魅力発信支援、ヘルスケアマーケットへの販促支援サービスの提供等に注力してまいりました。PR・販促ソリューションの売上高は、商業施設向けの集客支援等の受注が堅調に推移したことにより、前事業年度と比較して増加いたしました。

このような営業活動の結果、メディアソリューション事業の売上高は33億38百万円（前期比1.2%増）、営業利益は2億32百万円（前期比7.2%増）となりました。

○事業セグメント別売上高

部門区別	売上高（百万円）	構成比（％）
書籍コンテンツ事業	4,804	59.0
メディアソリューション事業	3,338	41.0

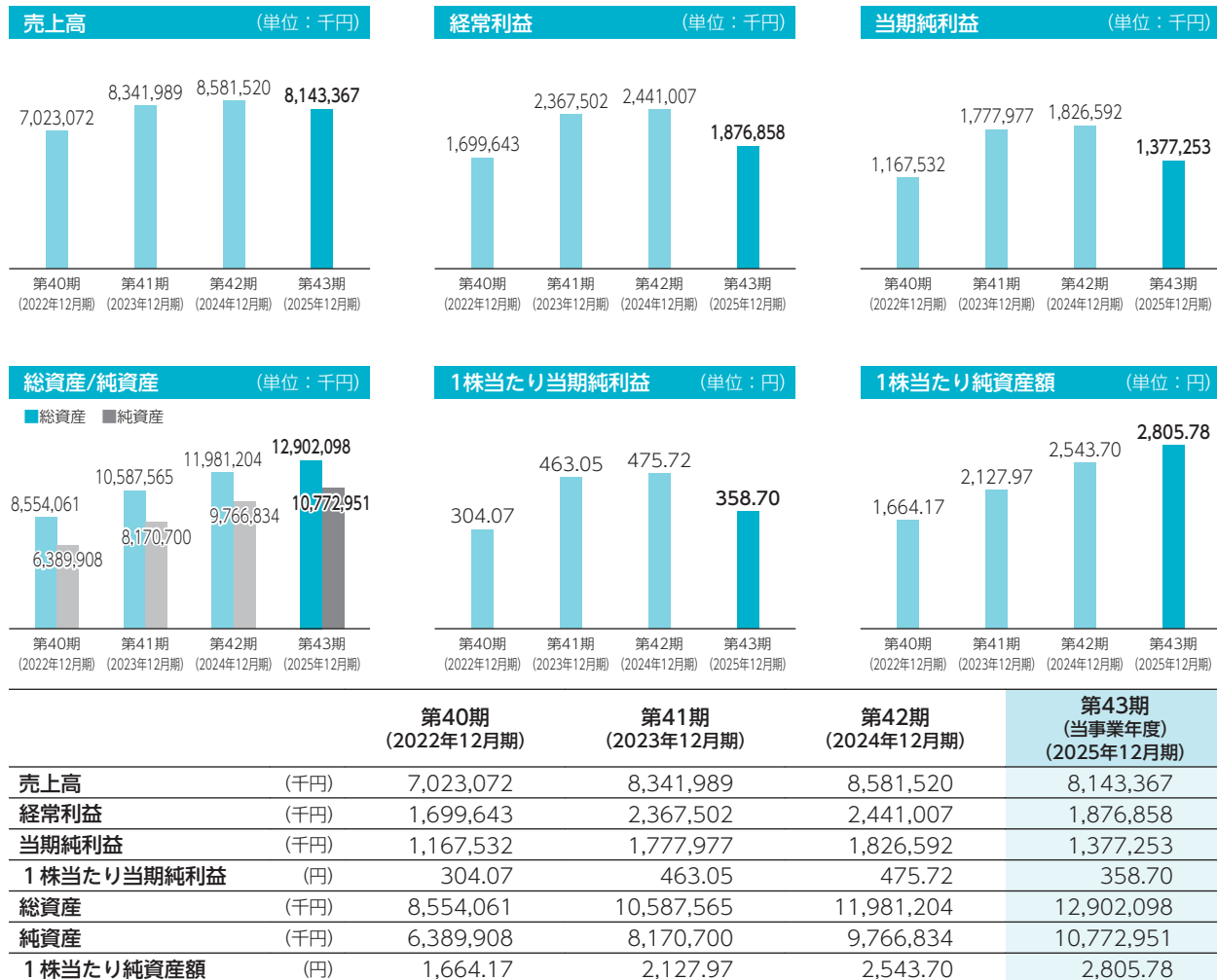
② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は74百万円で、その主なものは次のとおりであります。

無形固定資産

オズモールコンテンツ運営のためのソフトウェア…67百万円

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はスターツコーポレーション株式会社で、同社は当社の株式1,865,600株（議決権比率48.6%）を保有しております。

当社は同社より広告制作物等の制作請負をしております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等のグループ会社と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、事前に取り締役会において多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「感動プロデュース企業へ」という経営ビジョンのもと紙・電子出版による書籍、コミック、雑誌の発行、「野いちご」等の小説サイトの運営、女性向けWEBサイト「オズモール」での情報発信や施設予約サービスの提供、SNSによる発信、イベント開催等とそれらを掛け合わせたPR・販促ソリューションの提供を軸として多様な事業を運営しております。

出版事業の領域では、電子書籍市場は電子コミックを中心に成長しておりますが、紙の出版市場は、デジタルデバイスの多様化と普及、ネットワークの高速化・大容量化などによる他メディアとの競争や少子高齢化等を背景に減少傾向が続いております。当社では、このような変化に対応するため、読者の嗜好性を捉えた迅速なコンテンツ開発、電子コミックを中心とした電子書籍販売の拡大、自社コンテンツである小説やコミックの映像化等のIP展開等に取り組んでまいります。

ネットビジネスの領域では、競合他社との競争が激しさを増しており、サービスの差別化および認知向上が必要です。そのため、当社は出版社ならではの良質なコンテンツを創出するとともに、デジタルマーケティングを強化し、SNS等を活用したリーチの拡大、CRMによるユーザーのロイヤルティの向上を図ってまいります。

また、当社は会社の成長の土台として、穏やかで、伸び伸びとした、社員の成長が持続できる企業風土が大変重要だと認識しており、社内チームワークの醸成や社員の成長を後押しする取り組み等に注力しております。組織体制では、知見の蓄積と共有、リスク管理体制、コンプライアンス遵守体制といった内部管理体制の強化、情報漏洩等に対するセキュリティ対策の徹底が重要な課題であると認識しており、今後も継続的に社内教育・研修実施やシステム整備などを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

部門区別	主要製品
書籍コンテンツ事業	小説投稿サイトの運営及び書籍、コミックの発行
メディアソリューション事業	東京圏を中心としたウェブサイト及び施設予約サービスの運営、有料雑誌、無料雑誌の企画発行及び販売とこれらに伴うイベント運営

(6) 主要な事業所等 (2025年12月31日現在)

書籍コンテンツ事業 メディアソリューション事業	東京都中央区京橋
----------------------------	----------

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

区分	使用人数 (名)	前事業年度末比増減
書籍コンテンツ事業	76 (9) 名	9名増
メディアソリューション事業	133 (15) 名	5名減
全社 (共通)	31 (0) 名	1名増
合 計	240 (24) 名	5名増

(注) 1. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び育児休業等の休職者の人員数を記載しております。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,160,000株
(2) 発行済株式の総数 3,840,000株
(3) 株主数 1,193名（前事業年度末比121名増）
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
スターツコーポレーション株式会社	1,865,600	48.59
スターツアメニティー株式会社	806,000	20.99
村石久二	104,000	2.71
MSIP CLIENT SECURITIES （常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券）	98,800	2.57
富樫隆行	80,700	2.10
スターツ出版従業員持株会	61,090	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	58,600	1.53
中台恒次	32,000	0.83
ヨシダトモヒロ	29,200	0.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,300	0.71
USBK NA JP I&W TS （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	27,300	0.71

（注）持株比率は自己株式（440株）を控除して計算しております。

3 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊 地 修 一	
常務取締役	金 子 弘	管理部門担当役員
常務取締役	今 泉 俊 一	書籍コンテンツ部門担当役員
常務取締役	関 根 赴 治	メディアソリューション部門担当役員
取締役	福 田 峰 夫	(株)オフィスM代表取締役
常勤監査役	竹 之 内 利 夫	
監査役	村 松 久 行	スターツコーポレーション(株)取締役 ピタットハウスネットワーク(株)監査役
監査役	直 井 保	スターツコーポレーション(株)常務取締役 スターツリゾート(株)代表取締役社長 相田みつを美術館(株)代表取締役社長
監査役	根 本 誠	

- (注) 1. 取締役福田峰夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役竹之内利夫氏及び根本誠氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村松久行氏はスターツコーポレーション(株)の経理・財務部門において長年の経験を有し、決算手続並びに財務諸表の作成に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は社外取締役福田峰夫氏及び社外監査役根本誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社の親会社であるスターツコーポレーション(株)は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は、同社及び当社を含む子会社の取締役、監査役としております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役に係る報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月3日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社は、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には取締役の個人別の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支払うこととしております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方法に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ロ. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役会の決議に基づく各取締役の担当事業の業績を踏まえた基本報酬の評価配分としております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67,077 (2,400)	67,077 (2,400)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,440 (7,440)	7,440 (7,440)	—	—	2 (2)
合計 (うち社外役員)	74,517 (9,840)	74,517 (9,840)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与が含まれておりません。
2. 上表には、無報酬の監査役2名を除いております。
3. 取締役の報酬限度額は、1999年3月29日開催の第16期定時株主総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、決議当時の取締役の員数は3名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1999年3月29日開催の第16期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。なお、決議当時の監査役の員数は1名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長菊地修一に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と他の法人等との関係

社外取締役福田峰夫氏は、株式会社オフィスMの代表取締役であります。同氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 福田 峰 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。福田氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、当社の経営全般について監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 竹之内利夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。竹之内氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見地から、議案・審議などに適宜質問・助言を行っております。また、監査法人とも年に数回面談を行っており、会計上の手続きや、懸案事項などの情報交換を行っております。
監査役 根 本 誠	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。根本氏は金融機関における幅広い業務経験及び経営者としての豊富な経験から、議案・審議において適宜質問・助言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人日本橋事務所

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は、スターツグループの「人が、心が、すべて。」の企業理念、内部規程、あるいは関連法令等の理解が法令・定款及び社会規範を遵守した行動のための基本であることを認識し、その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行っております。また、当社の代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提としております。内部監査室は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。また、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録し保存、管理する体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定や研修の実施、マニュアルの作成などを行っております。管理部は当社全体のリスクを総括的に管理するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応すべく、定例の取締役会のほか必要に応じて経営陣によるミーティングを月4回のペースで開催しております。また、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。また、取締役会の業務執行の効率化を図るため、以下の体制を整備しています。

- ① 職務権限・意思決定ルールの方策
- ② 取締役会による中期経営計画の方策、中期経営計画に基づく事業毎の業績目標の設定と月次・四半期業績管理の実施
- ③ 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及びグループ各社とともにスターツグループ全体としての内部統制の構築を図っております。業務執行の状況について、管理部、内部監査室等の各部は、関係会社に損失の危険が発生し各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保しております。内部監査室は、内部監査を実施した結果を取締役会、監査役、親会社社長等に報告し、内部統制の整備を推進するとともに、各部と協力の上、改善策の指導、実施の支援、助言等を行い実効的かつ適正に行えるよう、緊密な連携体制を構築しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令は受けないものとします。

当該職員の人事異動については、監査役会の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の役職員は、監査役会の定めるところに従い、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を要請に応じて報告及び情報提供を行います。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法とします。

監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社役職員に周知徹底します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、効果的な監査業務の遂行を図ってまいります。

また、監査役が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行うものとします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としています。

当社では、スターツグループとともに【行動規範ハンドブック】を全社員に配布し、そのハンドブックにおいて反社会的勢力に対する行動規範を記載し、その事項の遵守を全社員へ周知徹底しております。また、総務部を反社会的勢力の対応部署とし、同部が反社会的勢力に関する事項を統括管理しております。同部では不当要求防止責任者を配置し、「反社会的勢力排除対応マニュアル」を全社に告示し運用しております。同時に親会社のスターツコーポレーション株式会社内にあるリスクマネジメント部とも連携を図っております。また、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察や顧問弁護士等の外部専門機関との連携をとっております。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

当社は、管理部を中心に役職員のコンプライアンスに関する教育等を行っております。社員全員が社内規程を常時参照できる状況を維持するとともに、コンプライアンスに関するEラーニングを定期的の実施し、周知徹底を図っております。また、スターツグループの従業員の行動指針である【行動規範ハンドブック】を全社員に配布しております。また、定期的に情報セキュリティに関する監査を実施し、情報セキュリティに関するマネジメント体制及びその運用状況を確認しております。

(2) 取締役の職務執行体制

取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。また、取締役会とは別に経営陣によるミーティングを月4回のペースで開催し、迅速な情報共有により効率的な業務執行を図りました。

当社の経営方針、業務推進状況等は毎月社員全員の出席のもと開催される全体会議にて周知徹底、共有してまいりました。

(3) 監査役の職務遂行について

常勤監査役は監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、全体会議等に出席し、業務遂行が適切になされているかを確認し、監査役会にて情報を提供しております。なお、監査役会は13回開催しております。

監査役会と代表取締役社長との意見交換会を9回開催し、監査の実施状況・改善策等について意見を共有いたしました。

会計監査人と定期的に打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行ってまいりました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来の事業成長と経営基盤の強化に必要な内部留保の確保および業績の状況を総合的に勘案したうえで、継続的かつ安定した配当の継続を基本方針としております。そのうえで、持続的な利益成長に応じて、配当性向30%を目標とし、配当水準の向上に努めてまいります。なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当決定機関は中間配当・期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度の期末配当につきましては、2025年2月13日に公表したとおり1株当たり80円として実施させていただきます。なお、中間配当は1株当たり40円を実施しており、年間配当は1株当たり120円となります。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,383,367
現金及び預金	5,573,685
売掛金及び契約資産	2,834,898
製品	124,220
仕掛品	89,091
返品資産	203,620
前払費用	27,368
関係会社預け金	1,500,000
その他	32,007
貸倒引当金	△1,526
固定資産	2,518,731
有形固定資産	40,014
建物	26,916
工具器具備品	13,097
無形固定資産	152,564
ソフトウェア	145,894
その他	6,670
投資その他の資産	2,326,152
親会社株式	1,036,431
関係会社株式	154,404
投資有価証券	883,374
関係会社長期貸付金	40,000
差入保証金	74,764
前払年金費用	98,448
その他	38,729
資産合計	12,902,098

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,872,104
買掛金	582,527
未払金	78,894
未払費用	47,115
未払法人税等	153,569
未払事業所税	4,774
前受金	4,928
預り金	32,868
賞与引当金	78,000
返金負債	766,023
ポイント引当金	123,402
固定負債	257,041
繰延税金負債	188,566
役員退職慰労引当金	68,475
負債合計	2,129,146
純資産の部	
株主資本	10,032,644
資本金	540,875
資本剰余金	536,125
資本準備金	536,125
利益剰余金	8,956,548
利益準備金	540
その他利益剰余金	8,956,008
繰越利益剰余金	8,956,008
自己株式	△903
評価・換算差額等	740,307
その他有価証券評価差額金	740,307
純資産合計	10,772,951
負債・純資産合計	12,902,098

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (2025年 1 月 1 日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,143,367
売上原価		3,962,053
売上総利益		4,181,313
販売費及び一般管理費		2,424,464
営業利益		1,756,848
営業外収益		
受取利息及び配当金	110,460	
その他	9,588	120,049
営業外費用		
その他	39	39
経常利益		1,876,858
特別利益		
投資有価証券売却益	56,195	56,195
特別損失		
固定資産除却損	53	53
税引前当期純利益		1,933,000
法人税、住民税及び事業税	548,167	
法人税等調整額	7,578	555,746
当期純利益		1,377,253

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2025年1月1日残高	540,875	536,125	536,125	540	8,039,506	8,040,046	△688	9,116,358
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△460,752	△460,752		△460,752
当期純利益					1,377,253	1,377,253		1,377,253
自己株式の取得							△214	△214
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	916,501	916,501	△214	916,286
2025年12月31日残高	540,875	536,125	536,125	540	8,956,008	8,956,548	△903	10,032,644

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年1月1日残高	650,476	650,476	9,766,834
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△460,752
当期純利益			1,377,253
自己株式の取得			△214
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	89,831	89,831	89,831
事業年度中の変動額合計	89,831	89,831	1,006,117
2025年12月31日残高	740,307	740,307	10,772,951

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 其他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。）

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等

② 棚卸資産

- ・ 製品
- ・ 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により、貸倒懸念債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金又は前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、ポイント使用実績率に基づき次期以降に利用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内部規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 書籍コンテンツ事業

紙の書籍の販売では、引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として納品時点で収益を認識しております。取次及び書店に納品した書籍について、返品を受け入れる契約条件を付した販売（返品条件付販売）を行う場合があります。返品額については変動対価と考えられるため、当社が権利を得ると見込む対価の額の算定にあたり過去の返品実績に基づく将来返品見込額を返金負債として計上し、その繰入額は収益から控除しております。取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ６ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

電子書籍の配信許諾では、電子書店等の顧客の売上に連動した一定の歩合に基づいてロイヤリティが決定されるため、顧客からの報告等に基づきロイヤリティに関する不確実性が解消された時点で収益を認識しております。

② メディアソリューション事業

施設予約サービス「オズのプレミアム予約」では、顧客である契約施設から送客手数料収入を得ております。当該サービスからの予約者に対する顧客の売上に連動して、一定の歩合に基づいて送客手数料が決定されるため、顧客の送客実績の承認等に基づき送客手数料に関する不確実性が解消された時点で収益を認識しております。

雑誌の販売では、引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主として納品時点で収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してからおおよそ６ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

雑誌広告の販売では、特定の誌面に広告を掲載する履行義務を負っております。発行日において、広告が掲載された雑誌が一般に購入または閲覧が可能となった時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

ウェブ広告の販売では、契約で定められた期間にわたり広告を掲載する履行義務を負っております。当該履行義務は掲載期間に応じて充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

返金負債

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

返金負債 766,023千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、出版業界の慣行に従い、書店保護の見地から原則として当社が取次店及び書店に配本した出版物について、配本後に約定期間内に限り返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。当社はそれらの出版物の返品による損失に備えて、返品率等を計算の基礎として、販売時に返品されると見込まれる製品の収益及び売上原価相当額を除いた額を収益及び売上原価として認識し、返品されると見込まれる製品の対価を返金負債として計上しております。

返金負債の算定基礎である返品率等は過去の実績に基づいているため、将来的に返品率等に変化が生じた場合には、翌年度の業績に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,298千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	30,065千円
② 短期金銭債務	12,318千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
① 売上高	122,091千円
② 販売費及び一般管理費	57,928千円
(2) 営業取引以外の取引高	
① 受取利息	12,124千円
② 受取配当金	28,158千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数	
普通株式	3,840,000株
(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	440株
(3) 剰余金の配当に関する事項	

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年2月13日 取締役会	普通株式	307,169千円	80円	2024年12月31日	2025年3月26日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	153,583千円	40円	2025年6月30日	2025年9月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年2月12日 取締役会	普通株式	307,164千円	80円	2025年12月31日	2026年3月25日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金超過額	23,887千円
返金負債	234,593千円
ポイント引当金超過額	37,791千円
役員退職慰労引当金超過額	21,582千円
未払事業税	9,264千円
その他	21,776千円
繰延税金資産合計	348,895千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△340,733千円
前払年金費用	△31,030千円
返品資産	△62,358千円
返品調整引当金取崩	△103,340千円
繰延税金負債合計	△537,462千円
繰延税金負債純額	△188,566千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社における取組方針は、資金の内、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程で制限しております。また運用の原則として元本の安全性の高い方法を採用しており、主に現預金又は安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲で限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
親会社株式	1,036,431	1,036,431	－
投資有価証券			
その他有価証券	869,874	869,874	－
関係会社長期貸付金	40,000	40,000	－
資産計	1,946,305	1,946,305	－

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「関係会社預け金」、「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	13,500
関係会社株式	154,404

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
親会社株式	1,036,431	－	－	1,036,431
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	99,388	－	－	99,388
債権	－	770,486	－	770,486
関係会社長期貸付金	－	40,000	－	40,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・親会社株式及び投資有価証券

上場株式及び債権は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。当社が保有している債権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

・関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと市場金利を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、上記の評価方法による算定結果は、帳簿価額にほぼ等しいといえることから当該帳簿価額をもって時価としております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	スタートコーポレーション(株)	11,039,484	持株会社	(被所有) 直接48.6% 間接21.0%	制作物販売 資金の預入れ 役員の兼任	受取利息	12,020	関係会社 預け金	1,500,000

(2) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピタットハウス ネットワーク(株)	100,000	コンサル ティング 事業	(所有) 直接13.5%	制作物販売 役員の兼任	配当金の 受取	55,674	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記の会社との取引に関しましては、価格交渉の上、一般取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	書籍コンテンツ事業	メディアソリューション事業	計	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	4,804,935	3,338,431	8,143,367	8,143,367
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,804,935	3,338,431	8,143,367	8,143,367

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,461,392	2,778,850
契約資産	50,759	56,048
契約負債	11,094	4,928

契約資産は、顧客との契約において主にメディアソリューション事業の広告の販売にて認識したものであり、顧客との契約等に基づき期末日時点で充足した履行義務のうち、未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主にメディアソリューション事業の各契約に基づき認識した顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年超の重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,805円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 358円70銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

スタート出版株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	古 川	誉
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	吉 岡	智 浩
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スタート出版株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

スタート出版株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	竹之内利夫 印
監査役	村松久行 印
監査役	直井保 印
社外監査役	根本誠 印

以 上

第43期定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区京橋一丁目3番1号
八重洲口大栄ビル7階 当社 本社レセプションルーム
電話 03-6202-0311



- 最寄駅 JR東京駅 八重洲中央口より徒歩約7分
 - 東京メトロ銀座線 京橋駅 7番出口より徒歩約4分
 - 東京メトロ東西線 日本橋駅 B3出口より徒歩約6分
 - 都営浅草線 宝町駅 A6・A7出口より徒歩約6分
- (ご注意)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場は
ご遠慮ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。